

〈年末調整電子化ガイド～従業員向け〉

年末調整の電子化実施にともない従業員の皆様が準備するもの

① マイナンバーカード

年末調整に必要な控除証明書は、政府のオンラインサービス「マイナポータル」と連携して取得します。マイナポータルと連携するには、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書（ICチップ）が必要です。

② ICカードリーダーまたはスマートフォン

マイナンバーカードを読み取るために、PC+ICカードリーダーまたは、対応するスマートフォンが必要になります。

③ 生命保険などの証券番号のわかるもの

マイナポータル連携には生命保険などの証券番号が必要です。契約書など証券番号がわかるものを準備しましょう。

従業員の方の年末調整の電子申告は、2つの手順にわけられます。

- ・マイナポータルと連携しデータを取得する。
- ・年調ソフトを使って、必要書類をネット上で作成する。

マイナポータルサイトで利用者登録、民間送達サービスの開設

「マイナポータルサービストップ」（下記URL）から案内に従って利用者登録を行います。登録後にメニューから民間送達サービスの開設を行います。民間送達サービス機能の「MyPost」もしくは「e-私書箱」を利用して控除証明書を受け取ることになります。

マイナポータルの連携

マイナンバーカードを持っている方

マイナポータルとの連携をお願いします。

民間送達サービス、e-Taxの登録により、保険料等控除証明書、住宅ローン控除証明書の電子データをマイナポータルとの連携を通じて一括取得できます。※保険会社へマイナンバーカードの電子証明書の登録をするだけで、マイナンバーカード情報を提供するわけではありません。一度、設定を行った保険会社については翌年以降の作業は必要ありません。

マイナンバーカードを持っていない、申請が間に合わない方

直接、保険会社等のホームページから保険料等控除証明書の電子データを取得できます。保険会社毎に取得方法が異なるため、会社ごとに取得してください。※別途、紙の控除証明書または保険会社のホームページより取得した控除証明書のデータを勤務先に提出する必要があります。

保険会社と民間送達サービスの紐づけ

加入している生命保険等の保険会社の「マイナ手続きサイト」にアクセスし、加入している保険情報とマイナポータルでの民間送達サービスを紐づけます。

マイナ手続きサイトの探し方は、「〇〇生命保険 マイナ手続き」のように検索することでアクセスすることができます。保険会社の手続きサイトにマイナンバーカードの登録、保険の証券番号の登録を行うことでマイナポータル連携が完了します。

保険会社へは、マイナンバーカードの電子証明書を登録するだけで、マイナンバーカード情報を提供するわけではありません。一度、設定を行った保険会社については翌年以降の作業は必要ありません。

年調ソフトのダウンロード

経理担当の方より、年調ソフトが配付される予定です。案内に従って入力をしてください。

基本項目を入力

氏名・住所などの個人情報を入力します。マイナポータル連携を行っている場合は、ここでマイナポータルから控除証明書のインポート処理を行います。

年末調整関連書類データの作成

各種申告書の記載事項を入力していきます。入力の順番は、次の通りです。

1. 扶養控除等（異動）申告書（令和2年分）
2. 扶養控除等（異動）申告書（令和3年分）
3. 基礎控除申告書（令和2年分）

4. 配偶者控除等申告書（令和 2 年分）
5. 所得金額調整控除申告書（令和 2 年分）
6. 保険料控除申告書（令和 2 年分）
7. 住宅借入金等特別控除申告書（令和 2 年分）

※マイナポータル連携を行っている場合は、6.と 7.は自動で連動されるため入力する必要はありません。

提出データの作成、提出

提出用のデータ（zip ファイル）を作成し電子署名または、パスワードを付けて勤務先にデータで提出します。